

仕 様 書

1 概要

(1) 件名

― 敦賀海上保安部船艇基地給電施設(天満栈橋) で使用する電気

(2) 需要場所

福井県敦賀市港町7番15号(天満栈橋基部)

― 敦賀海上保安部天満栈橋基部巡視船給電施設

(3) 業種及び用途

官公署(巡視船基地)

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- | | |
|--------------|------------|
| ① 供給電気方式 | : 交流3相3線式 |
| ② 供給電圧(標準電圧) | : 6,000ボルト |
| ③ 計量電圧(標準電圧) | : 6,000ボルト |
| ④ 標準周波数 | : 60Hz |
| ⑤ 受電方式 | : 1回線受電 |
| ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 | : 無 |

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

- ① 予定契約電力 : 55kW

(ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする)

- ② 予定使用電力量 : 241,000kWh

(月別の予定使用電力量は、別紙の1のとおり)

③ 受電設備等

受電設備容量(kVA) : 85kVA

予備発電装置(kVA) : 無

- ④ 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が60%を満たすこと。

(3) 使用期間

自 令和7年7月1日00:00 至 令和8年6月30日24:00

(4) 電力量等の検針

検針に必要な機器は、請負業者側で準備すること（機器交換工事作業を含む）

（現 状）

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 訪問検針（記録型計量器による指示数確認）
- ③ 電力量計の構成 : 電力需給用複合計器（普通級）

(5) 需給地点

需要場所構内第一柱上の高圧気中開閉器の電源側接続地点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

受給地点に同じ。

(8) 対価の支払方法

- ① 各月の計量日は、供給者との協議により予め定めた日によるものとする。
- ② 代金の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日前日の日までの期間とする。
- ③ 計量期間は、前月計量日の0時から当月計量日の前月の24時までとし、計量は、計量器により記録された値によるものとする。
- ④ 各月の計量日は、供給者との協議により予め定めた日によるものとする。
- ⑤ 供給者は①に基づいた請求書を作成し、請求を行うものとする。

(9) その他

- ① 力率は、自動力率調整装置を設置し、使用期間中は100パーセントを保持する予定。
- ② 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、需要場所の旧一般送配電事業者が定める供給条件によるほか、双方協議の上決定するものとする。なお、価格の算定に当たっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- ③ 本仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と協議し、解決すること。
- ④ 再生可能エネルギー電気の確認資料

本契約における電力供給が終了後翌月30日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として別紙2を送付すること。また、環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合においては、証書の写しを添付すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が仕様を満たしていない場合、仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを提出等により補充すること。

⑤ その他この仕様書に定めのない事項については担当職員の指示に従うものとする。

(10) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

- ① 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ② 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ③ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ④ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ⑤ 消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ⑥ 契約条件等により、他に定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

(11) 仕様にかかる連絡先

第八管区海上保安本部総務部 補給課 担当職員 伊藤

TEL 0773-76-4100 (内線2256)

■令和7年7月～令和8年6月 敦賀海上保安部船艇基地給電施設(天満栈橋)
各月の電力使用計画

別紙 1

電力使用計画(令和7年7月以降の予定数量)

	契約電力 (kW)	予定使用電力量(kWh)					力率 (%)
		ピーク	夏季 昼間	その他季 昼間	夜間	合計	
令和7年 7月1日 ～ 7月31日	55	1,200	5,300	0	7,400	13,900	100
8月1日 ～ 8月31日	55	1,300	5,800	0	10,300	17,400	100
9月1日 ～ 9月30日	55	1,500	5,500	0	8,900	15,900	100
10月1日 ～ 10月31日	55	0	0	4,700	6,000	10,700	100
11月1日 ～ 11月30日	55	0	0	8,900	11,800	20,700	100
12月1日 ～ 12月31日	55	0	0	11,500	16,100	27,600	100
令和8年 1月1日 ～ 1月31日	55	0	0	10,500	15,100	25,600	100
2月1日 ～ 2月28日	55	0	0	10,500	13,800	24,300	100
3月1日 ～ 3月31日	55	0	0	9,800	14,900	24,700	100
4月1日 ～ 4月30日	55	0	0	8,900	11,800	20,700	100
5月1日 ～ 5月31日	55	0	0	7,200	12,300	19,500	100
6月1日 ～ 6月30日	55	0	0	9,600	10,400	20,000	100
合計		4,000	16,600	81,600	138,800	241,000	

その1月の契約電力は、その1月の最大需要電力を含む前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。

- ・ピーク: 夏季の毎日13時から16時までの時間。ただし、下記の「休日等」に定める日の該当する時間を除く。
- ・昼間: 毎日8時から22時までの時間。ただし、ピーク及び休日を除く。
- ・夜間: ピーク及び昼間以外の時間。
- ・夏季: 毎年7月1日から9月30日までの期間。
- ・その他季: 毎年10月1日から翌年6月30日までの期間。
- ・休日等: 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日。

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

令和〇年〇半期に以下の通り●●●●●●●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電力情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●●●●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

- 1 お客様情報
- | | |
|--------|----------|
| お客様番号 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 需要施設名 | 〇〇〇〇 |
| 需要施設住所 | 〇〇県〇〇市〇〇 |
| 契約電力 | 〇〇〇〇kW |

- 2 供給期間
- 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のも記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
合計(kWh)					
総計(Kwh)					